

事務連絡
令和7年4月1日

各市区町村
ローカル10,000プロジェクト担当課 御中

総務省地域力創造グループ地域政策課

ローカル10,000プロジェクト及び ローカルスタートアップ支援制度の推進に係る事業の募集について

日頃より地域活性化の推進のため、格別の御配慮と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
総務省では、地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する起業・新規事業を支援し、地域の経済循環を創出・拡大させるため、「ローカル10,000プロジェクト」を活用する事業を含め、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を令和5年度から創設し、地域でのスタートアップを幅広く支援することとしておりますので、積極的に御活用いただけますと幸いです。

また、令和6年度補正予算事業における制度の一部改正は令和7年度事業も同様に適用されますので、下記をご参照ください。

ローカル10,000プロジェクト担当課におかれては、下記の内容を庁内部局に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）について

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」について、令和7年度事業は以下のとおり実施いたします。

ローカル10,000プロジェクト担当課におかれては、庁内部局に周知いただき、本交付金の活用を検討いただくとともに、交付金申請に当たっては、庁内取りまとめの上、以下の書類をご提出ください。

また、応募の際は、都道府県市区町村担当課にもあわせて情報共有してください。

なお、事前相談制を取っていますので、申請を予定している団体におかれましては締切り直前ではなく可能な限り早期に一度ご連絡ください。

(1) 令和6年度補正予算事業の改正事項（令和7年度事業も同様）

①「地域の女性や若者の活躍に関連する事業（国費3/4）」を新たに重点支援項目として追加

②交付金事業の実施期間を最大2年まで拡大

交付金事業の実施期間はこれまで1年（単年度）としていたところ、実施期間を交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年まで拡大。

※ただし、交付決定は単年度ごとに行う。

③交付決定前着手の手続の創設

やむを得ない事情がある場合、交付決定前着手届を提出することで交付決定前に着手した経費も対象とする。

④地域のリース会社との共同申請の手続を創設

地域のリース会社を活用してリースで資機材を調達する場合、そのリース額を融資相当額とみなす。

(2) 令和6年度補正予算事業の重点支援項目（令和7年度事業も同様）

- ・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費 3/4】
- ・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費 3/4】
※脱炭素に先駆的に取り組む「脱炭素先行地域」に選定された団体及び分散型エネルギーインフラプロジェクトに採択された団体からの申請については、重点的に相談・審査を実施
- ・地域の女性や若者の活躍に関連する事業【国費 3/4】（新規）

(3) 提出書類等

ア 提出書類（事業毎に調製願います。）

- ①地域経済循環創造事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）。
※ 実施計画書別記様式第1号-1及び第1号-2を提出すること。
- ②交付対象経費の根拠となる見積書
- ③事業概要ポンチ絵

※以下の書類は必要に応じてご提出ください。

- ・事業実施期間が2年の場合：交付金申請調書（要綱別記様式第1号 別紙1）
- ・事前着手を行う場合：交付決定前着手届出（要綱別記様式第2号）
- ・その他応募事業に係る説明資料
※ 要綱別記様式第1号（以下「交付申請書」という。）については、実施計画書の審査後に提出していただくこととします。

イ 提出期限

毎月末日を締め切りとします。交付決定のスケジュールについては、エを参照願います。

ウ 提出方法及び提出先

電子データによる。

（提出先）総務省地域力創造グループ地域政策課：chisei@soumu.go.jp

※ 送付する電子データが大容量となる場合は、送付方法をご案内しますので別途御連絡ください。

エ 交付決定スケジュール（予定）

実施計画書等提出時期	交付決定時期（予定）
毎月末日とりまとめ	翌々月下旬

※ 有識者審査を経た後、交付申請書を提出いただき、予算の範囲内での交付決定を予定しています。

オ その他

事前相談制を取っていますので、申請を予定している団体におかれましては締切り直前ではなく可能な限り早期に一度ご連絡ください。

なお、以下の URL（総務省 HP 内）において、本事業についての概要や優良事例等掲載しております。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html

2. ローカル 10,000 プロジェクト（地方単独事業）について

ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）に準じて、市町村が地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用に対して市町村が金融機関等の融資等と協調して公費により支援する場合、その必要となる経費について令和 6 年度から特別交付税措置を講じることとしました。

また、ローカルスタートアップ支援制度推進要綱に記載した特別交付税措置について、毎年度、12 月に当該年度に係る経費の交付決定がなされる予定であり、総務省に報告時点で見込額を報告する場合は、把握可能な適切な額を御報告ください。

算定様式等は、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値照会」でお示いたします。

なお、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 127 条第 1 項に基づく創業支援等事業計画を作成済若しくは策定中の団体に対して特別交付税措置を講じておりますので、御留意願います。

3. ローカルスタートアップ支援制度について

地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業を支援するため、「ローカル 10,000 プロジェクト」や、地方財政措置、既存の関連措置（地域おこし協力隊等に対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）と合わせて「ローカルスタートアップ支援制度」として令和 5 年度からパッケージ化しました。

「ローカルスタートアップ支援制度推進要綱（令和 6 年 3 月 29 日（総行政第 79 号）制定）」に基づき、積極的な活用を御検討いただきたく存じます。

また、ローカルスタートアップ推進要綱に記載した特別交付税措置について、毎年度、12 月に当該年度に係る経費の交付決定がなされる予定であり、総務省に報告時点で見込額を報告する場合は、把握可能な適切な額を御報告ください。

算定様式等は、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値照会」でお示いたします。

なお、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 127 条第 1 項に基づく創業支援等事業計画を作成済若しくは策定中の団体に対して特別交付税措置を講じておりますので、御留意願います。

※「地域おこし協力隊員等の起業・事業承継」及び、「ふるさと起業家支援プロジェクト」に係る特別交付税措置は、創業支援等事業計画を未策定の団体も対象になります。

(連絡先) 総務省地域力創造グループ地域政策課
住所 : 〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2
担当 : 伊藤係長、 <u>有馬事務官</u> 、長谷川事務官
電話 : 03-5253-5523
メール : chisei@soumu.go.jp